

## 平成 22 年第 2 回定例会(6 月)議決結果

第 2 回定例会が平成 22 年 6 月 7 日から 17 日までの 11 日間の会期で開催されました。  
条例、補正予算などの議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【条例】

●芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
育児・介護休業法等の改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限を新たに設けるため改正するもの。

(可決 満場一致)

●芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
育児・介護休業法等の改正に伴い、新たに規定を設けるため改正するもの。

(可決 満場一致)

●芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例及び芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
雇用保険法等の一部改正に伴い、一般被保険者の適用範囲が拡大されたため改正するもの。

(可決 満場一致)

●芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について  
委員の定数の変更及び報酬・費用弁償の規定を追加するなど、条文を整備するもの。

(可決 満場一致)

### 【予算】

●平成 22 年度芦屋町一般会計補正予算(第 1 号)について

歳入＝福岡県介護基盤緊急整備等補助金、芦屋町地域活性化基盤整備基金繰入金、財政調整基金繰入金等

歳出＝芦屋町介護基盤緊急整備補助金、あしや花火大会実行委員会補助金、国民宿舎特別会計繰出金等

(可決 満場一致)

●平成 22 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第 1 号)について

歳入＝一般会計繰入金(地域活性化基盤整備基金の一部)

歳出＝マリンテラスあしや浴場整備工事設計委託費

(可決 満場一致)

●平成 22 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)について

本場開催日数が 24 日(162 日から 186 日)増加すること、及びモーニングレース開催に伴う、歳入・歳出の増

(可決 満場一致)

【その他】

●専決処分事項の承認について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもの。

(可決 満場一致)

●専決処分事項の承認について

地方税法の一部改正に伴い、芦屋町税条例の一部を改正したもの。

(可決 満場一致)

【報告】

●平成 21 年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

芦屋中学校等耐震補強事業や魚見公園散策道路整備工事、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業関係の工事等について繰越額を報告するもの。

●専決処分事項の報告について

下水噴出事故に対する損害賠償を行ったもの。

●平成 21 年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

給食センター換気フード設置・調理室床改修工事について繰越額を報告をするもの。

【意見書】

●不法係留船対策の促進を求める意見書について

上記の意見書が提出され、満場一致で可決されました。

なお、下記の内容で関係機関に送付しました。

貴所管の西川には不法に係留されているプレジャーボート等多数あり、ごみの不法投棄、騒音、迷惑駐車などの問題が付近住民の生活環境を悪化させ、さらに出水時には、係留船

による災害の恐れがあるとともに、近年では沈船化するプレジャーボート等もあって河川環境を悪化させる等多くの問題が発生しています。

しかしながら、河川管理権限のない芦屋町では、抜本的な不法係留対策がとれない状況にあります。

このようなことから、平成 21 年度より関係する団体や自治体、河川利用者などからなる西川利用対策会議を貴所で設置して、不法係留船撤去に向けた取り組みを進めていただいておりますが、対策の早期実現を強く要請します。

### ●住民の安全・安心を守るため、遠賀川の管理は引き続き国が行うことを求める意見書について

上記の意見書が提出され、満場一致で可決されました。

なお、下記の内容で関係機関に送付しました。

総理主催の「地域主権戦略会議」は、民主党のマニフェストを基に「国の出先機関の原則廃止」の検討を進めている。

また、全国知事会は「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」を立ち上げ、3月23日には「中間報告」を取りまとめた。全国知事会プロジェクトチームの「中間報告」は「直轄河川・直轄国道は原則として全て地方に移管」としている。

最終的な「国のかたち」がどうなるか見えない中で、権限や財源の奪い合いが先行し、地域住民の安全・安心な暮らしや雇用が置き去りにされていると言わざるを得ない。

遠賀川水系は、国土交通省の直轄事業によって着実に事業が進められてきたが、近年では平成 11 年 6 月、平成 13 年 6 月、平成 15 年 7 月そして平成 21 年 7 月と度重なる洪水の被害が発生しており、早期の河川改修が望まれている。また、西川のプレジャーボートの不法係留問題など河川管理者が果している役割は大きい。

現在、芦屋町では、三位一体改革による影響や少子高齢化による扶助費の増大など、町の財政が一層逼迫し、予測以上の厳しい財政となっている。

また、芦屋町を含む遠賀川流域の 7 市 15 町村では、建設産業とりわけ公共投資が地域経済の重要な役割を担っており、公共事業が激減している中で、建設業者の倒産や廃業が相次ぎ、建設業のみならず関連するサービス業も冷え込んでいる状況である。

今後、少子高齢化が進み社会保障費が増大する中で、福岡県においても財政状況の悪化が懸念されている。地方分権改革により福岡県が遠賀川を管理した場合、財源の担保は未だ不透明であり、また、全国知事会は一括交付金を望んでいる中で、現在の遠賀川の管理レベルを維持するための公共投資を行うことは極めて困難であると言わざるを得ない。

その結果、遠賀川の管理水準が低下し、住民の安全・安心が脅かされかねない。また、地域から公共投資が減ることで、地域経済への影響はどうしても避けられない。

よって、芦屋町議会は、住民の安全・安心と地域経済を守るため、国会、政府及び福岡県

に対し、下記の項目について強く要望するものである。

## 記

住民の安全・安心を守るため、遠賀川の管理は引き続き国が行うこと。

### ●「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書について

上記の意見書が提出され、満場一致で可決されました。

なお、下記の内容で関係機関に送付しました。

21 世紀が「環境の時代」といわれる所以は、1960 年代に未曾有の公害問題に直面し、その解決の道のりが困難を極めたことの反省に立つところにあります。廃棄物問題では、「大量生産・大量消費・大量廃棄」に象徴される使い捨て時代の弊害は、ごみ焼却場と最終処分場の数の多さを見れば一目瞭然です。さらにポイ捨て、不法投棄問題は、いまなお日本中に蔓延し、被害は留まるところを知りません。

この異常事態を認識した国は、遅まきながら 1997 年に「容器包装リサイクル法」を施行するとともに、ダイオキシン対策に初めて着手しました。世紀が変わった 2000 年には「循環型社会形成推進基本法」や「食品リサイクル法」等が制定され今日に至っています。この間、全国の市町村では、ダイオキシン対応に追われ、焼却場の建て替えや各種リサイクル法による収集・運搬・保管の見直しが急がれました。併せて、平成の大合併による広域行政や事務組合の編成による負担金も見直され、ごみ処理経費は今まで以上に負担増となり、財政を圧迫しています。

ところが、容器包装リサイクル法に従って、懸命に資源を抜き出しごみ削減に努めても、ごみ処理経費の軽減につながっていません。ペットボトル容器が、まさにその一例を示しています。毎年、増加する生産量に対し、市町村のごみ処理経費も増加の一途をたどっています。汗して資源を抜き出し「大量リサイクル」社会を税金で支えている構図となり、本来のごみ削減のインセンティブにつながっていない悪循環に陥っています。また、その他プラの場合も市町村の選別は困難を極め、焼却・溶融ごみの増加の一因になっています。さらに、ごみ質の変化でプラスチック類が氾濫する今日、後始末だけが市町村の責任とされる現行法に大いに疑問を抱かざるをえません。

物の流れをみると「大量リサイクル」はごみの出口問題にあります。この問題の解決には生産の入り口に軸を戻し、ごみにしない仕組みを目指すしかありません。国が推奨する 3R は、「リサイクル」から「リユース」社会へ、さらに「リデュース」へステップアップすることを謳っています。この発想こそ「拡大生産者責任」(EPR)の理念に通じるものと考えます。

1994 年に OECD(経済協力開発機構)で採択された「拡大生産者責任」は、国内では産業

界の負担増を理由に拒否されていますが、誤解もあるようです。

処理・リサイクルコストが上乗せされた商品は、最終的には消費者が購入することで消費者もコスト負担者であることが「拡大生産者責任」の大きなポイントです。あわせて、ポイ捨て、不法投棄の問題解決に「デポジット」(預り金上乗せ)制度を導入することで、21世紀の循環型社会のモデルが実現可能となります。

市町村は厳しい財政難の中で、過剰な生産物の後始末に多額の税金を投入する余裕は今後ありません。よって、政府及び国会に対し、「拡大生産者責任」及び「デポジット制度」を導入し、ごみ処理経費のあり方を今一度見直して、循環型社会を再構築することを強く要望いたします。